

熊本市胃がんリスク検査実施要綱

制定 令和 3年 3月30日健康福祉局長決裁

改正 令和 3年 7月29日健康づくり推進課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、ヘリコバクター・ピロリへの感染の有無を調べ、胃がんを早期に発見するための胃がんリスク検査（以下、胃がんリスク検査という。）を実施するための必要な事項を定め、胃がんの罹患リスクを減らし、胃がんによる死亡者数を減少させることを目的とする。

(対象者等)

第2条 検査の対象者は、熊本市内に住民票を有する当該年度内に40歳以上49歳以下である者（当該年度内に満40歳に達する者を含み、当該年度内に満50歳に達する者を除く。）とする。ただし、受診回数は対象年齢内に1回限りとする。

(受検者の検査料)

第3条 受検者から徴収する検査料は、委託単価のおおむね2割相当とし、検査実施機関（熊本市が契約により検査を委託し実施する機関をいう。以下同じ。）が徴収するものとする。

(検査料の免除)

第4条 市長は、次の各号に掲げる者に対して検査料の免除をすることができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者

(証明書等の提示)

第5条 胃がんリスク検査に要する検査料の免除を受けようとするときは、前条第1号に規定する者は、生活保護適用証明書、前条第2号に規定する者は、市県民税（所得・課税）証明書（当該年度に発行できる最新年度分）を提示しなければならないものとする。なお、生活保護適用証明書に代えて生活保護緊急時医療依頼証の提示も可とする。

(検査の実施)

第6条 検査は、委託により実施するものとする。

(実施方法)

第7条 胃がんリスク検査は、個別検査（検査実施機関において個別に実施する検査をいう。以下同じ。）又は、集団健診（場所及び期日を指定して特定健康診査と同時に行う集団健診をいう。以下同じ。）により実施するものとする。

(集団健診における実施計画)

第8条 集団健診を実施する機関は、地域の対象人口、地理的条件等の諸条件を総合的に勘案し、実施計画書を健診実施月の2か月前までに作成し、本市に提出するものとする。

2 本市は、実施計画書を総合的に検討し、これを決定する。

(検査項目等)

第9条 検査項目は、問診及び血液検査とし、それぞれ次の掲げる方法により行う。

- (1) 問診 胃がんリスク検査票を用いて行う。
- (2) 血液検査 血清ヘリコバクター・ピロリ抗体検査（ラテックス凝集比濁法）

2 前項第2号の方法による検査の結果、血清ヘリコバクター・ピロリ抗体値が10.0U/ml以上の場合を陽性とする。

(結果の通知)

第10条 検査実施機関は、検査結果を速やかに受検者に通知する。なお、陽性者に対しては、結果通知書に係書類（二次検査依頼書等）とともに受検者へ送付する。

(検査の報告)

第11条 検査実施機関は、検査結果を受検者名簿及び指定の様式による電子媒体又は書面により本市へ報告する。

(二次検査及び除菌治療)

第12条 二次検査及び除菌治療は、原則として熊本県がん検診従事者（機関）認定協議会が認定する精密検査機関での受診を勧奨する。

2 二次検査及び除菌治療を実施した機関は、その検査結果等についてすみやかに検査実施機関へ報告するもの

とする。

3 二次検査及び除菌治療は、保険診療扱いとする。

(事後管理)

第13条 検査実施機関は、陽性者の二次検査受診状況の有無・受診結果等を陽性者台帳等に記録し、本市へ報告する。

2 本市と検査実施機関は、相互に連携をとり二次検査未受診者に対しての受診指導を行う。

(記録等の整備)

第14条 本市及び検査実施機関は、検査及び二次検査結果等の集計・整理を行う。

2 検査実施機関は、画像及び検査結果を少なくとも5年間保存しなければならないものとする。

(事業評価)

第15条 本市は、胃がんリスク検査の事業評価のため実施状況を把握するものとする。

2 検査実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で胃がんリスク検査が円滑に実施されるよう、努めるものとする。

3 検査実施機関は、二次検査を実施した機関と連絡をとり、二次検査の結果の把握に努めなければならないものとする。

(その他)

第16条 この要綱にない案件等が生じた場合は、必要により各関係者と協議し決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。